

公立宇出津総合病院 売店・喫茶スペース

テナント募集要綱

令和3年6月

公立宇出津総合病院

目 次

第1 公募の内容等

1. 目的
2. 施設の概要
3. 営業内容
4. 使用料金
5. 使用の制限

第2 応募者の条件等

1. 応募者の資格
2. 応募手続き
3. 現地説明会
4. 企画書の提出
5. その他

第3 審査及び選定に関する事項

1. 審査会の設置
2. 審査及び選定の方法

第4 その他

1. スケジュール
2. お問い合わせ先

第1 公募の内容等

1. 目的

宇出津総合病院内で売店・喫茶営業を行うことで、当院内外の多くの利用者に対し利便性の向上を図るとともに、やすらぎ空間を提供する事を目指し公募型プロポーザル方式により応募者から最も適した者を選定することを目的とする。

2. 施設の概要

使用場所と使用面積

宇出津総合病院1階 売店・喫茶スペース

面積46.4㎡

3. 営業内容

(1) 営業日時

・営業時間 午前8時から午後6時

・休日 土日・祝日並びに毎年12月28日～1月3日

(2) 使用許可期間

・使用許可期間は1年間。

ただし初年度については開始日の令和3年10月から令和4年3月31日

・更新条項

使用許可を期間満了時に更新する。ただし最長3年間を上限とする。

なお、更新を希望しない場合は、期間満了の2ヶ月前までに書面により意思表示をすること。

4. 使用料金

(1) テナントスペース料金

使用料は能登町行政財産使用料条例第6条の2 別表第2により

月額18,295円(税込み)

(2) 光熱水費等

電気料金や上下水道料金等使用面積割積算額

月額17,505円(税込み)

5. 使用制限

- (1) 使用者は模様替え等、現状を変更する工事を実施する際は事前に承認を得ること。
その場合使用期間が終了若しくは期間中に許可の取り消しを受けた場合は、現状に回復して返還しなければならない。
- (2) 使用者は当該使用許可にあたり第3者に損害を与えたときは、自己の責任でその損害を賠償しなければならない。また、その責めに帰する事由により使用物件の全部又は一部を破損させたときもその損害を賠償しなければならない。
- (3) 使用者は看板・ポスター等の掲示する際は事前に承認を得ること。
- (4) 施設内は禁煙です。
- (5) 使用者はテナントスペースの清掃等を行い良好な環境に努めなければならない。
- (6) 火元責任者の配置
常勤の火元責任者を配置し、従業者を含めて防火管理を徹底すること。

第2 応募者の条件等

1. 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす者は応募できるものとする。

- (1) 当院の喫茶・売店スペースの基本的な考え方や運営方針に協力し出店に意欲のある者であること。
- (2) 良質で優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (3) 能登町に住民登録もしくは事業所を置き、飲食店営業許可を有するもの。
- (4) 過去3年間において、国税・県税及び地方税の滞納がなかったこと。
- (5) 過去3年間において食品衛生法にかかる行政処分を受けていないこと。
- (6) 食中毒等事故発生の場合、応募者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力があること。(保険加入等)
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある者及び、団体でないこと。

2. 応募手続き

(1) 提出書類

応募にあたっては次の書類を提出してください。なお提出部数は1部とします。

- ア) プロポーザル参加申請書 (様式1)
- イ) 企画提案書 (様式2)
- ウ) 納税証明書 (国税・県税・町税) (過去3か年分の事業税の納税証明書と法人税又は所得税の納税証明書) (原本)
- エ) その他、町が必要とするもの

(2) 提出方法

応募者が直接下記まで持参すること (郵送は不可)

鳳珠郡能登町字宇出津夕字 97 番地

公立宇出津総合病院 事務局 電話 0768-62-1311 (直通)

(3) 応募受付期間

令和3年7月1日 (木) ~ 令和3年8月20日 (金)

ただし、午前9時から午後5時まで (休日を除く)

3. 現地説明会

現地説明会を希望する場合は、事務局まで申し出てください。

4. 企画書の提出

企画提案書は項目 (1) ~ (7) の内容を記載してください。

(1) 喫茶運営の基本的な考え方

食材、調理、環境への配慮、廃棄物の回収・処理等、アピールできる点を簡潔かつ具体的に示すこと。

(2) メニュープラン

基本的な営業品目、販売価格、その他 (例: ヘルシーメニュー、イベントメニュー、季節のメニュー等、魅力的で変化に富んだもの) を提案すること。また、提供される軽食のイメージ、使用する食器、ボリュームが分かるものを単品及び数品組み合わせ、それぞれ写真掲載すること。

(3) 従業員計画及び営業計画

従業員の教育・訓練・研修計画等の具体的な体制や、営業方法、営業時間、従業員区分、喫茶営業開始までの工程を示すこと。

(4) 安全衛生管理体制

清掃計画、利用者・従業員安全管理、食品衛生管理について、事故防止体制及び事故への対応策に付いて提案すること。

(5) 収支計画

年間の収支予測、営業開始に要する初期設備投資額について提案すること。

(6) 会社等概要

様式に従って記入すること。

(7) その他の提案等

独自の提案があれば記載すること。

5. その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (2) プロポーザル参加申請にかかる費用は、応募者負担とする。
- (3) 提出された書類は、審査・選定の用途以外に、使用しません。

第3 審査及び選定に関する事項

1. 審査会の設置

宇出津総合病院内に「売店・喫茶テナント公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、最も優れた者を選定します。

2. 審査及び選定の方法

(1) 応募資格等審査

申請書類等を受理した全ての者を対象として、本募集要項に適合しているかどうかについて事前審査を行い、その結果を審査会に報告する。

(2) 評価項目審査

上記(1)の審査の結果、適合とされた者を対象として、ヒヤリングにて企画書の内容を別に定める「評価の視点」に従いそれぞれ点数化した上で、最も得点の高いものを選定する。ヒヤリングの実施日程等は追って応募者にお知らせします。

(3) 通知

審査結果通知書を令和3年9月下旬（予定）までに、すべての者に書面にて対し通知します。なお審査内容についての問い合わせについては応じません。

第4 その他

1. スケジュール

- (1) 募集 令和3年8月20日（金）まで
- (2) 審査会 令和3年9月上旬（予定）
- (3) 決定通知 令和3年9月下旬（予定）
- (4) 使用開始 令和3年10月（予定）

2. お問い合わせ先

能登町字宇出津夕字97番地

公立宇出津総合病院 事務局 電話 0768-62-1311（直通）